

法律の 現場から

166

危険！ 給料ファクタ リング

弁護士 村上 光平

「給料の買い取りサービス」などとうたって、法外な金利で貸し付けを行う「給料ファクタリング」が問題になっています。

ある業者は、1月後の20万円の給料を15万円で買い取ると広告しています。事業者は、債権の売買であり、金銭の貸付けには当たらず、貸金業法や利息制限法は適用されないと主張していますが、給与債権は労働基準法で譲渡が禁止されているので、実質的には金銭の貸付けであることは明らかです。

このような悪質な手法を受け、金融庁は、給料ファクタリングは「貸金業」に該当すると法解釈

生活に関わるお悩み、気軽にご相談ください

「くらし支える相談センター」 052-916-7702
平日13時～17時

■ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)

協 生 療 医 北 無 料 法 律 相 談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎(052)914-4554
(組織担当課)くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所
(地下鉄「平安通」下車すぐ)

住所：名古屋市北区平安2-1-10
第5水光ビル3階